

規 則

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年岐阜県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第二条 貸付金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。)の貸付けを受けようとする市町村は、貸付金借入申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 貸付金償還計画書(別記第二号様式)
- 二 収納不足市町村(法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村をいう。以下同じ。)に該当することを示す資料
- 三 貸付金の額を示す資料
- 四 その他知事が必要と認める書類

(交付の申請)

第三条 交付金(法第八十一条の二第二項第二号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。)の交付を受けようとする市町村は、交付金交付申請書(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 収納不足市町村に該当することを示す資料
- 二 交付金の額を示す資料
- 三 その他知事が必要と認める書類

(貸付け又は交付の決定)

第四条 知事は、前二条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付

け又は交付を適当と認めた場合は、貸付金又は交付金の額を決定し、その決定の内容を市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査により貸付け又は交付を行わない旨の決定をしたときは、その旨を市町村に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第五条 前条第一項の規定による通知を受けた市町村は、直ちに借用証書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(償還方法)

第六条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、第四条第一項の規定による決定の内容に基づき毎年度知事が別に定める日までに償還するものとする。

(償還期限等の延長)

第七条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村に災害等の特別の事情があると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる。各年度に行う償還に係る償還期日についても同様とする。

2 市町村は、前項の規定による償還期限又は償還期日(以下「償還期限等」という。)の延長を受けようとするときは、償還期限等延長申請書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還期限等の延長を適当と認めた場合は、延長後の償還期限等を決定し、その決定の内容を市町村に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による審査により償還期限等の延長をしない旨の決定をしたときは、その旨を市町村に通知するものとする。

(繰上償還)

第八条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の三十日前までに、繰上償還通知書(別記第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第九条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、基金借入台帳を整備しなければならない。

(貸付金又は交付金の減額等)

第十条 知事は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第十四条第三項及び第十七条第三項の規定

によるほか、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとする市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村に対する貸付金若しくは交付金の額を減額し、又は貸付金の貸付け若しくは交付金の交付を行わないことができる。

一 法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する保険料の賦課額又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第一項の規定により市町村が課する国民健康保険税の課税額が著しく低いことにより収納不足市町村に該当することとなったとき。

二 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けようとしたとき。

三 その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村に対し貸付金の全部若しくは一部を繰上償還させ、又は交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

一 算定政令第十四条第三項又は第十七条第三項の規定に該当することが判明したとき。

二 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けたとき。

三 貸付金又は交付金を他の目的に使用したとき。

四 貸付金の貸付け又は交付金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

五 その他知事が必要と認めるとき。

（報告及び調査）

第十一条 知事は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付け又は交付金の交付を受けた市町村に対し必要な報告を求め、又は職員をして実地に調査させることができる。

（抛出金の額の通知）

第十二条 知事は、抛出品（法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金抛出品をいう。以下同じ。）を徴収するときは、交付金の交付を受けた市町村に対し抛出品の額を通知するものとする。

（抛出期限）

第十三条 前条の規定による通知を受けた市町村は、知事が別に指定する日までに抛出品の抛出を行うものとする。

（抛出期限の延長）

第十四条 知事は、第十二条の規定による通知を受けた市町村に災害等の特別の事情が

あると認めるときは、抛出品の抛出期限を延長することができる。

2 市町村は、前項の規定による抛出期限の延長を受けようとするときは、抛出期限延長申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、抛出期限の延長を適当と認めた場合は、延長後の抛出期限を決定し、その決定の内容を市町村に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による審査により抛出期限の延長をしない旨の決定をしたときは、その旨を市町村に通知するものとする。

（雑則）

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村长

印

貸付金借入申請書

下記のとおり国民健康保険法第 8 1 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを受けたいので、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第 2 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記
借入申請額 円

第 2 号様式 (第 2 条関係)

貸付金償還計画書

1 借入年度及び借入額

借入年度 年度
借入額 円

2 各年度の償還予定額

年度	年度	年度	合計 (円)

備考 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第 1 4 条第 5 項ただし書に該当し、償還期限の延長が見込まれる場合は、適宜欄を追加すること。

第3号様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村長

印

交付金交付申請書

下記のとおり国民健康保険法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金の交付を受けたので、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

円

第4号様式 (第5条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村長

印

借用証書

借用金額

円

上記金額を、次の条件で借用します。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限 年 月 日
- 3 償還期限 年 月 日
- 4 その他 岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の関係規定に従います。

第5号様式 (第7条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村長

印

償還期限等延長申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定の通知を受けた貸付金の償還期限を下記のとおり延長したいので、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第7条第2項の規定により申請します。

記

- 1 償還額 円
- 2 償還期限 年 月 日
- 3 償還延長期限 年 月 日
- 4 延長理由

第6号様式 (第8条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村長

印

繰上償還通知書

年 月 日に貸付けを受けた貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

(単位: 円)

年度区分	借入年月日	借入額	繰上償還額	差引貸付残高	繰上償還期限

繰上償還理由

第 7 号様式 (第 1 4 条関係)

第 年 月 日 号

岐阜県知事 様

市町村長

印

拠出期限延長申請書

年 月 日 付 第 号で通知を受けた財政安定化基金拠出金の拠出期限を下記のとおり延長したので、岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第 1 4 条第 2 項の規定により申請します。

記

- 1 拠出額 円
- 2 拠出期限 年 月 日
- 3 拠出延長期限 年 月 日
- 4 延長理由

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「徴収金納入申出書」に改め、同条中「保護法」を「法第十四条第四項においてその例によるものとされた保護法」に、「徴収金等支払申出書（別記第二十八号の二様式）による」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による徴収金納入申出書により行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第十四条第四項においてその例によるものとされた保護法第七十七条の二第一項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出 別記第二十八号の二様式
 - 二 法第十四条第四項においてその例によるものとされた保護法第七十八条第一項の規定による徴収金の納入に充てる旨の申出 別記第二十八号の三様式
- 別記第十二号様式別添一 一、別添二 二及び別添二 三を次のように改める。

(別添2-1)

(表 面)

収 入 申 告 書

県事務所等の長 様

年 月 日

氏名

印

年分の私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入 有・無

		本 人			配 偶 者		
働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年12か月分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合 計 欄							
必要経費(前月分)の主な内容		①					
		②					

2 恩給・年金等による収入 有・無 (受けているものを○で囲んでください。)

国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収入額	月額 年額	円 円
---	-----	----------	--------

3 仕送りによる収入 有・無 (前年12か月分の合計を記入してください。)

	内 容	仕送りした者の氏名
仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

4 その他の収入 有・無 (前年 12 か月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
生命保険等の給付金		円	
財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入 有・無 (上記 1~4 に記入したものを除く。)

内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年 12 か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年 12 か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 85 条第 1 項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2-2)

(表 面)

収 入 申 告 書

県事務所等の長 様

年 月 日

氏名 ㊟

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入 有・無

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 1 2 か 月 分	1月分						
	2月分						
	3月分						
	4月分						
	5月分						
	6月分						
	7月分						
	8月分						
	9月分						
	10月分						
	11月分						
	12月分						
合 計 欄							
必 要 経 費		①					
(前月分)		②					
の主な内容							

2 恩給・年金等による収入 有・無 (受けているものを○で囲んでください。)

国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収入額	月額 年額	円 円
---	-----	----------	--------

3 仕送りによる収入 有・無 (前年12か月分の合計を記入してください。)

	内 容	仕送りした者の氏名
仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

4 その他の収入 有・無 (前年 12 か月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
生命保険等の給付金		円	
財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入 有・無 (上記 1~4 に記入したものを除く。)

内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年 12 か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年 12 か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 85 条第 1 項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添2-3)

(表 面)

収 入 申 告 書

県事務所等の長 様

年 月 日

氏名

印

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入 有・無

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先等 (会社名)	区 分	当 月 分 (見込額)	前 月 分
		収 入		
		必要経費①		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費②		
		収入日数		
		収 入		
		必要経費③		
		収入日数		
必要経費 (前月分) の主な内容	①			
	②			
	③			

2 恩給・年金等による収入 有・無 (受けているものを○で囲んでください。)

国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他 ()	収入額	月額 年額	円 円
--	-----	----------	--------

3 仕送りによる収入 有・無 (前年12か月分の合計を記入してください。)

	内 容	仕送りした者の氏名
仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

4 その他の収入 有・無 (前年 12 か月分の合計を記入してください。)

	内 容	収 入	受領した年月日
生命保険等の給付金		円	
財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入 有・無 (上記 1~4 に記入したものを除く。)

内 容	収 入 見 込 額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年 12 か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年 12 か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2~5の収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 85 条第 1 項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申告書及び申出書は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申告書及び申出書とみなす。

告示

岐阜県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
みずたに	歯科	不破郡垂井町宮代六六二六			平成三〇・	二二・			
とき薬局	小泉	多治見市小泉町八一二九一			平成三一・	一一・			
マツバラ薬局	宝店	多治見市宝町六二二			同				
耳鼻咽喉科まゆきクリニック		可児市瀬田三三三三			平成三一・	一一・			

せた薬局 可児市瀬田三三三四 同

岐阜県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指	定
株式会社THa BTOコンサルディング	津市南濃町太田七二一	訪問看護ステーション等	津市南濃町太田七二一	平成	三一・
		訪問看護ステーション等	津市南濃町太田七二一	三・	一一

岐阜県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 エムハート薬局
関店
旧 ニコニコ調剤薬局
関店

関市西本郷字笹島二二八 一 平成二八・八・一

岐阜県告示第百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みずたに 歯科	不破郡垂井町宮代六六二六	平成三〇・一一・三〇
とき調剤薬局	二 土岐市肥田浅野笠神町二二二	平成三〇・一二・三一
マツバラ薬局 宝店	多治見市宝町六二二	同

岐阜県告示第百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人 光秀	訪問看護ステーション等	養老郡養老町大跡	平成三〇・一・四
会	訪問看護ステーション等	シヨンかがやき	三・一・四

岐阜県告示第百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

有限会社	水谷	羽島市下中町市之枝二丁目四〇八番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム すまいる	羽島市下中町市之枝二丁目四〇一番地	平成三一・二・一
有限会社	水谷	羽島市中中町市之枝二丁目四〇八番地	認知症対応型共同生活介護	グループホーム すまいる	羽島市中中町市之枝二丁目四〇一番地	同

岐阜県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
-------------	---------------------	---------	-------------	--------------	-------

有限会社	ハートフル拓愛	岐阜市西部菱野三二五二	認知症対応型共同生活介護	グループホーム武芸川あかね	武儀郡武芸川町八幡字白山三三一	平成二三・四・三
------	---------	-------------	--------------	---------------	-----------------	----------

有限会社	董	新 大垣市本今三丁目七七番地	訪問介護	ヘルパーステーションすみ	新 大垣市本今三丁目七七番地	平成三〇・一・一一
		旧 大垣市本今四丁目三三番地			旧 大垣市本今四丁目三三番地	

有限会社	董	新 大垣市本今三丁目七七番地	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションすみ	新 大垣市本今三丁目七七番地	同
		旧 大垣市本今四丁目三三番地			旧 大垣市本今四丁目三三番地	

岐阜県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	平成三一・一・三一
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同
医療法人大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	訪問看護	大垣在宅クリニッ	大垣市林町四六四〇三 清水マンション五	同

岐阜県告示第四百二十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援

に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

永井 哲 訪問マッサージ ひまわり 瑞穂市別府三三〇 一 平成三〇・一・一

安藤 正貴 いちい接骨院 多治見市前畑町四 八八 平成三〇・二・七

大野 善文 なごみ鍼灸整骨院 大垣市河間町五 五七一 五 平成三〇・二・一八

岐阜県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその名称及び所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

市原 武範 いちはら整骨院 新 山県市岩佐九三 旧 関市武芸川町八幡一四三一 平成三〇・一・四

新 初川治療院工 新 土岐市泉町大富一七八 二 クラン メゾン桂102号 旧 はりきゅうマッサージ 旧 土岐市妻木町八七八 七 ベ 旧 サージ初川治療院 旧 ルサンピア妻木3D 平成三〇・一・一

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	一大垣線	大垣市笠縫町字奥屋敷四八二番二地先から同市宿地町字井ノ口一〇〇七番二地先まで	八七〇 二二・〇	二〇四 五・七	（メー ル）	一五・六	

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道	乗下呂政 停車場呂線	下呂市宮地字川合一六九 六番一地从先	同 市同 字同 三番一地从先まで	一七〇	後	前	別後	九・六 三・七	三・六 三・七	二七・四	二七・四		

岐阜県告示第百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始		備考	
県道	岩井 高山線 停車場	高山市山口町二二九〇番一 先地内					二・三	三・三 三・九	三・三 三・六		

岐阜県告示第百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成三十一年三月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始		備考	
県道	中之元 古川線	揖斐郡大野町大字野字向野二 二四四番一地从先	同 郡同 町大字寺内字村ノ 内一四二番一地从先まで				二五・〇	三・三 三・九	三・三 三・六		

岐阜県告示第百四十九号

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

指定する道路の表中

多治見市市之倉町五丁目一七二番九六地先 愛知県境から 可児市今渡字金屋一七一九番の一地从先まで	平成二六・四・一
--	----------

を

改める。

岐阜県告示第百五十号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づき道路の指定に関する告示(平成二十六年岐阜県告示第百二十八号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一の表中

多治見市市之倉町五丁目一七二番九六地先 愛知県境から
可児市今渡字金屋一七二九番一地先まで

平成三二・四・一

に

多治見市前畑町三丁目二番一地先から
同 市大藪町字廻間洞一九七九番一地先まで

平成三〇・四・一

を

加茂郡坂祝町黒岩字東野一四五八番一〇地先から
関市山田字門田七六番一地先まで

同

多治見市前畑町三丁目二番一地先から
可児市今渡字金屋一七二九番一地先まで

平成三二・四・一

に

加茂郡坂祝町黒岩字東野一四五八番一〇地先から
関市山田字門田七六番一地先まで

平成三〇・四・一

羽島市竹鼻町飯柄字西野間二三一番一地先から
同 市舟橋町六三六番一三地先まで

同

を

海津市海津町鹿野字西縄一七〇番一地先から
同 市海津町馬目字西方四二四番一地先まで

同

羽島市竹鼻町飯柄字西野間二三一番一地先から
同 市舟橋町江北西三〇二番一地先まで

平成三二・四・一

に

海津市海津町鹿野字西縄一七〇番一地先から
同 市海津町馬目字西方四二四番一地先まで

平成二六・四・一

県道 大垣環状線

大垣市小野一丁目二番一地先から
同 市松町字堀之内一五三番地先まで

同

を

県道 岐阜羽島インター線

羽島市舟橋町舟橋二四六番一地先から
同 市江吉良町鎌田二五八一番一地先まで

平成三二・四・一

県道 瑞浪インター線

瑞浪市業師町二丁目七九番三地先から
同 市明世町戸狩字大満堂三三〇番八地先まで

同

に

県道 大垣環状線

大垣市小野一丁目二番一地先から
同 市松町字堀之内一五三番地先まで

平成二六・四・一

<p>県道 犬御山嵩線</p> <p>同 可児市下恵土字宮前五六三一番一地从先から 同 市坂戸字内明五一番三地从先まで</p> <p>平成三二・四・一</p>	<p>県道 下溝白金線</p> <p>同 岐阜市溝口上一四八番一地从先から 同 関市下白金鷲屋一三六番一地从先まで</p> <p>同</p>	<p>県道 文殊茶屋新田線</p> <p>同 岐阜市鏡島南一丁目九九番一地从先から 同 市藪田中二丁目二三番六号地从先まで</p> <p>同</p>	<p>県道 大井中島江垣寺線</p> <p>同 大垣市坂下町一六番六地从先から 同 市茶田町一丁目六一番一地从先まで</p> <p>同</p>	<p>県道 羽島線</p> <p>同 羽島市足近町七丁目八九番一地从先から 同 市舟橋町六三六番一三地从先まで</p> <p>同</p>	<p>県道 多佐度屋線</p> <p>同 海津市海津町油島字南割官有無番地先長良川大橋上 愛知県境から 同 市同 字同 官有無番地先(二五一番一)まで</p> <p>同</p>	<p>県道 可土児岐線</p> <p>同 可児市下恵土字柿添二三六三番一地从先から 同 市同 字送木二四〇七番一地从先まで 同 可児市今渡字金屋一七四七番三地从先から 同 市土田字下畑三三一四番一地从先まで</p> <p>平成二六・四・一</p>	<p>県道 可土児岐線</p> <p>同 可児市今渡字金屋一七四七番三地从先から 同 市土田字下畑三三一四番一地从先まで</p> <p>同</p>		
を						に		を	

改める。
岐阜県告示第百五十一号
土砂災害警戒区域の指定(平成二十三年岐阜県告示第二百七十号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

<p>県道 下溝白金線</p> <p>同 岐阜市溝口上一四八番一地从先から 同 関市下白金鷲屋一三六番一地从先まで</p> <p>平成二六・四・一</p>	<p>県道 文殊茶屋新田線</p> <p>同 岐阜市鏡島南一丁目九九番一地从先から 同 市柳津町佐波名塚三三八番一地从先まで</p> <p>同</p>	<p>県道 羽島線</p> <p>同 岐阜市柳津町佐波諸屋五八六番一地从先から 同 市同 町高桑小米野六八一番一地从先まで</p> <p>平成三二・四・一</p>	<p>県道 大井中島江垣寺線</p> <p>同 大垣市坂下町一六番六地从先から 同 市茶田町一丁目六一番一地从先まで</p> <p>平成二六・四・一</p>	<p>県道 墨笠俣松線</p> <p>同 岐阜市流通センター二丁目三番一地从先から 同 市茶屋新田三丁目一一番一地从先まで</p> <p>平成三二・四・一</p>	<p>県道 羽島線</p> <p>同 羽島市足近町七丁目八九番一地从先から 同 市舟橋町六三六番一三地从先まで 同 岐阜市西部菱野一丁目二七番一地从先から 同 市西部大川一丁目五七番五地从先まで</p> <p>平成三二・四・一</p>	<p>県道 多佐度屋線</p> <p>同 海津市海津町油島字南割官有無番地先長良川大橋上 愛知県境から 同 市同 字同 官有無番地先(二五一番一)まで</p> <p>平成二六・四・一</p>
に						

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷口4	関市武芸川町谷口下金屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿洞谷川	関市武芸川町谷口猿洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川1	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川2	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川3	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川4	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上跡部4	関市武芸川町跡部前平裏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百五十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間吹2	関市中之保字下屋敷道下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝呂12	多治見市滝呂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高賀仲畑1	関市洞戸高賀字平曾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上菅谷2	関市洞戸菅谷字今立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西谷	関市洞戸大野	次の図のとおり	土石流
東谷	関市洞戸大野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第百七十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷口4	関市武芸川町谷口下金屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡谷川1	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川2	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川3	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流
八幡谷川4	関市武芸川町神之洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上跡部4	関市武芸川町跡部前平裏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二十一号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間吹2	関市中之保字下屋敷道下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百二十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

滝呂12

多治見市滝呂町

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高賀仲畑1	関市洞戸高賀字平曾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上菅谷2	関市洞戸菅谷字今立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝呂12	多治見市滝呂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下金屋	関市武芸川町谷口字下金屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡	関市武芸川町八幡字鷹ヶ洞、字大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前平	関市武芸川町跡部字前平裏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
跡部2	関市武芸川町跡部字上野々	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡2	関市武芸川町八幡字上柏尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡3	関市武芸川町八幡字下流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿洞	関市武芸川町谷口字猿洞	次の図のとおり	土石流
神之洞	関市武芸川町八幡字神之洞、字松洞	次の図のとおり	土石流
猿洞谷川3	関市武芸川町谷口字小洞向	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲畑	関市洞戸高賀字平曾、字仲畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上菅谷	関市洞戸菅谷字今立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高見	関市洞戸高見字平山	次の図のとおり	土石流
上外戸	関市洞戸高賀字上外戸	次の図のとおり	土石流
西谷	関市洞戸大野字西中村、西ノ	次の図のとおり	土石流
東谷	関市洞戸大野字宮東、先ヶ洞	次の図のとおり	土石流
高賀宮	関市洞戸高賀字宮下	次の図のとおり	土石流
赤祖父	関市洞戸市場字赤祖父	次の図のとおり	土石流
洞戸向	関市洞戸栗原字前山	次の図のとおり	土石流
矢作	関市洞戸菅谷字宮戸岳	次の図のとおり	土石流
宮戸岳	関市洞戸菅谷字宮戸岳	次の図のとおり	土石流
中瀬	関市洞戸市場字中瀬	次の図のとおり	土石流

上菅谷 10	関市洞戸菅谷字宮ヶ洞	次の図のとおり	土石流
上菅谷 11	関市洞戸菅谷字タカボタ	次の図のとおり	土石流
清水	関市洞戸菅谷字宮ヶ洞	次の図のとおり	土石流
上矢作	関市洞戸菅谷字宮ヶ洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間吹 2	関市中之保字下屋敷道下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝呂 12	多治見市滝呂町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下金屋	関市武芸川町谷口字下金屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡	関市武芸川町八幡字鷹ヶ洞、字大洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前平	関市武芸川町跡部字前平裏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
跡部 2	関市武芸川町跡部字上野々	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡 2	関市武芸川町八幡字上柏尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八幡 3	関市武芸川町八幡字下流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿洞	関市武芸川町谷口字猿洞	次の図のとおり	土石流

神之洞	関市武芸川町八幡字神之洞、 字松洞	次の図のとおり	土石流
猿洞谷川3	関市武芸川町谷口字小洞向	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仲畑	関市洞戸高賀字平曹、字仲畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上菅谷	関市洞戸菅谷字今立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高見	関市洞戸高見字平山	次の図のとおり	土石流
上外戸	関市洞戸高賀字上外戸	次の図のとおり	土石流
東谷	関市洞戸大野字宮東、先ヶ洞	次の図のとおり	土石流
高賀宮	関市洞戸高賀字宮下	次の図のとおり	土石流
赤祖父	関市洞戸市場字赤祖父	次の図のとおり	土石流
洞戸向	関市洞戸栗原字前山	次の図のとおり	土石流
矢作	関市洞戸菅谷字宮戸岳	次の図のとおり	土石流

中瀬	関市洞戸市場字中瀬	次の図のとおり	土石流
上矢作	関市洞戸菅谷字宮ヶ洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
間吹2	関市中之保字下屋敷道下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十一年三月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 恵那複合商業施設Aゾーン

恵那市正家第二土地区画整理事業二街区二画地 外

二 意見の概要

恵那市長の意見

・騒音の対策について

・その他について

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十一年三月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 恵那複合商業施設Bゾーン

恵那市正家第二土地区画整理事業二街区五二画地 外

二 意見の概要

恵那市長の意見

・騒音の対策について

・その他について

(届出事項 新設)

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業益田北東部地区宮田工区の換地処分を平成三十一年三月八日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十年における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成三十年における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称		調査地域		調査期間	
恵那市		変更前	変更後		
		恵那市三郷町佐々良木、長島町久須美、三郷町野井、武並町藤、笠置町河合、上矢作町漆原、笠置町姫栗、中野方町、明智町大田及び武並町竹折の一部	恵那市三郷町佐々良木、長島町久須美、三郷町野井、武並町藤、笠置町河合、上矢作町漆原、笠置町姫栗、中野方町、明智町大田及び武並町竹折の一部	平成三〇・四・一から同三一・三・三二まで	平成三一・三・五から同三一・三・三二まで

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名	変更後	
					変更前	変更後
岐阜県指令岐西建築第三号の三 平成三〇・六・二七 同岐西建築第四号の三二 同三一・一・八	瑞穂市穂積領下分二二〇番一及び二二〇番四の一部	道路	開発登録簿による	大阪市北区天神橋二丁目北二番一 株式会社大倉 代表取締役 川 合 南都子	土岐市肥田町肥田、土岐津町 土岐口及び泉町大富の一部	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで
同岐西建築第三号の五 平成三〇・一〇・二二 同岐西建築第四号の三〇 同三一・二・二六	瑞穂市本田字丸竹二〇四八番一、二〇四八番二の一部、二〇四九番一及び二〇四九番二の一部	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉	土岐市肥田町肥田、土岐津町 土岐口及び泉町大富の一部	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで
同岐西建築第三号の六 平成三〇・一〇・二二 同岐西建築第四号の二九 同三一・二・一九	瑞穂市稲里字村前七五〇番一、七六〇番一及び瑞穂市所管法定外公共物(水路)	道路	同	岐阜市東島三丁目五番一〇号 柳ヶ瀬産業有限公司 代表取締役 山 田 夏子	土岐市肥田町肥田、土岐津町 土岐口及び泉町大富の一部	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで
同岐西建築第三号の一 四	瑞穂市中宮字江東五五一番の一部、五五二番、五五三番、五五四番一及び瑞	道路	同	岐阜県本巢市北野一八番地一〇 ハウスレクト株式会社	加茂郡白川町黒川及び河岐の一部	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで

白川町	変更前	変更後	土岐市	変更前	変更後
加茂郡白川町黒川及び河岐の一部	同三一・三・三一まで	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで	土岐市泉町久尻の一部	同三一・三・三一まで	平成三〇・四・一から 同三一・三・三一まで

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

加茂郡白川町三川の一部	平成三一・三・五から 同三一・三・三一まで
-------------	--------------------------

平成三〇・一〇・二五	穂市所管法定外公共物(水路)			代表取締役 高 木 正 臣
同 岐西建築第三三三号の一七 平成三〇・一〇・二五 〔同岐西建築第四四号の三四 同三一・一・一〇〕	瑞穂市馬場小城町二丁目三番	道路	同	岐阜市金岡町五番地 イワタ建設株式会社 代表取締役 杉 本 高 男
同岐西建築第三三五号 平成三〇・九・二三	岐阜県羽島郡笠松町田代字社古地一〇五九番一及び一〇六〇番一	道路、下水	同	岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏
同中建築第六三三号 平成三〇・六・二九 〔同中建築第六六号の二 同三一・一・一七〕	美濃加茂市新池町二丁目三八番から四一番、四三番から四六番、四七番一、四八番一、五二番から五六番、六四番、六五番二、六六番一、六六番三、六七番一、六八番一、七三番一、七四番一、七五番一及び七六番一	道路、緑地	同	名古屋市中区丸の内三丁目二番二四号 MULプロパティ株式会社 代表取締役 葛 谷 悦 敏
同東建築第九六号の二 平成三〇・九・二〇 〔同東建築第九八号の三 同三一・一・一八〕	中津川市苗木字並松四五八五番一九から四五八五番二七まで、四五八五番三三及び四五八五番四六	道路	同	岐阜県中津川市東宮町一番二号 株式会社イワシ 代表取締役 丸 山 大 知

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月十九日

岐阜県印 古 田 謙

- 1 購入物品及び数量 岐阜県立高等学校(岐阜県立飛騨神岡高等学校を除く。)、岐阜県立特別支援学校(岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校を除く。)、及び岐阜県総合教育センターで使用する電気(予定数量)

22,830,250 kWh

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年12月25日
- 4 落札者を決定した日 平成31年2月4日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 勝野 哲
- 6 落札金額 350,590,676円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会 教育財務課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成三十一年三月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社